

1 議案名 平成31年度徳島県立中学校生徒募集選抜要項について

2 提案理由 平成31年度の徳島県立中学校第1学年の入学者を選抜するための要項を定める必要があるため

3 関係法令

- |                              |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| ・学校教育法施行規則                   | 第110条, 第117条                       |
| ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律         | 第21条, 第25条                         |
| ・徳島県立学校規則                    | 第23条, 第23条の2, 第23条の3<br>第24条, 第44条 |
| ・徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 | 第2条                                |



平成31年度

徳島県立中学校  
生徒募集選抜要項

(案)

徳島県教育委員会



# 目 次

## 平成31年度徳島県立中学校生徒募集選抜要項

1	募集	1
2	出願	1
3	検査の実施	3
4	選抜の方法	4
5	選抜結果の通知	4
6	入学予定者の手続	4
7	繰上合格者の決定	5
8	海外帰国児童等の選抜	5
9	適性検査及び調査書の得点の開示	5
10	その他	6

## 書類様式

様式 1	入学願書	9
様式 2	受検票	10
様式 3	調査書	11
	調査書作成要領	12
様式 4 - 1	調査書用封筒	13
様式 4 - 2	選抜結果通知用封筒	14
様式 5	特別措置願	15
様式 6	入学確約書	16
様式 7	入学予定者証明書	17
様式 8 - 1	入学辞退届	18
様式 8 - 2	繰上合格候補辞退届	19
様式 9	県外志願特例措置願	20

## 参考資料

入学者選抜に関するQ & A	22
----------------	----

## 記入要領・出願書類

入学願書の記入要領	33
受検票の記入要領	34
様式 1 入学願書	} 切り取って使用してください。
様式 2 受検票	
様式 3 調査書	

## 平成31年度県立中学校入学者選抜関係日程

11 月			12 月			1 月		
日	曜	事 項	日	曜	事 項	日	曜	事 項
1	木		1	土		1	火	
2	金		2	日		2	水	
3	土		3	月		3	木	
4	日		4	火		4	金	
5	月		5	水		5	土	
6	火		6	木		6	日	
7	水		7	金		7	月	
8	木		8	土		8	火	
9	金		9	日	入学願書受付	9	水	
10	土		10	月	↓	10	木	
11	日		11	火		11	金	
12	月		12	水		12	土	県立中学校入学者選抜
13	火	県外志願特例措置願受付	13	木		13	日	
14	水	↓	14	金		14	月	
15	木		15	土		15	火	
16	金	↓	16	日		16	水	
17	土		17	月		17	木	
18	日		18	火		18	金	
19	月		19	水		19	土	選抜結果の通知
20	火		20	木		20	日	
21	水		21	金		21	月	入学確約書受理
22	木		22	土		22	火	↓
23	金		23	日		23	水	
24	土		24	月		24	木	
25	日		25	火		25	金	
26	月		26	水		26	土	
27	火		27	木		27	日	
28	水		28	金		28	月	
29	木		29	土		29	火	
30	金		30	日		30	水	
			31	月		31	木	繰上合格者決定最終日

## 平成31年度徳島県立中学校生徒募集選抜要項

徳島県立中学校（以下「県立中学校」という。）の平成31年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

### 1 募集

#### (1) 実施校

徳島県立城ノ内中学校、徳島県立富岡東中学校及び徳島県立川島中学校で実施する。  
なお、徳島県立城ノ内中学校は、平成32年度に中等教育学校へ移行する。

#### (2) 募集定員

県立中学校の募集定員は次のとおりとする。

徳島県立城ノ内中学校	140名
徳島県立富岡東中学校	80名
徳島県立川島中学校	60名

#### (3) 出願資格

県立中学校に入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次のア又はイに該当する者とする。

ア 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）の現住所が徳島県内にあり、平成31年3月に小学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）を卒業又は修了する見込みの者

イ 特別な事情があり、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が出願を許可した者

#### (4) 通学区域

県立中学校の通学区域は、県内全域とする。

### 2 出願

#### (1) 出願の制限

志願者が出願できる県立中学校は、1校のみとする。

#### (2) 受付期間及び方法

ア 入学願書等の受付期間は、平成30年12月9日（日）から12月11日（火）までとする。受付時間は午前9時から午後5時までとし、最終日に限り正午までとする。

イ 出願は、保護者が、志願先県立中学校長に直接行うものとする。

郵送により出願する場合は、書留速達・親展で、12月11日（火）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

(3) 提出書類等

【全ての志願者が提出するもの】

ア 入学願書    イ 受検票    ウ 調査書    エ 選抜結果通知用封筒

【該当する志願者のみが提出するもの】

オ 受検票送付用封筒    カ 特別措置願    キ 徳島県立中学校入学志願許可書

【その他】

ク 入学願書に使用した印鑑（提出書類の訂正時に必要）

(4) 提出先

徳島県立城ノ内中学校・高等学校

徳島市北田宮 1 丁目 9 番 30 号

電話 (088) 632-3712

徳島県立富岡東中学校・高等学校

阿南市領家町走寄102番地 2

電話 (0884) 22-2120

徳島県立川島中学校・高等学校

吉野川市川島町桑村367番地 3

電話 (0883) 25-2835

(5) 書類等の作成

ア 入学願書（様式 1）

(ア) 入学考査料として徳島県収入証紙（2,200円分）を貼ること。

なお、納入した入学考査料は、いかなる場合も返還しない。

(イ) 出願前 3 か月以内に撮影した志願者の顔写真（縦 4 cm×横 3 cm）を貼ること。

イ 受検票（様式 2）

入学願書に貼ったものと同じ写真を貼ること。

ウ 調査書（様式 3）

在籍する小学校の校長（以下「小学校長」という。）が作成し、調査書用封筒（様式 4-1）に厳封したものを、開封せずに提出する。

エ 選抜結果通知用封筒（様式 4-2）

封筒の所定の位置に、392円分の切手を貼ること。ただし、県外に通知する場合は、速達料金を含め、672円分の切手を貼ること。

オ 受検票送付用封筒

郵送により出願する場合にのみ必要。志願者が準備した定形封筒〔長形 3 号 235mm×120mm〕に宛先を書き、簡易書留として 392円分の切手を貼ること。

カ 特別措置願（様式 5）

該当する志願者（3 ページ(7)）のみが作成する。

キ 徳島県立中学校入学志願許可書

該当する志願者（3 ページ(8)）に対して、教育委員会が交付したものを提出する。

※ 切手に関しては、料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手を貼ること。

(6) 受検票の交付

各県立中学校長は、入学願書等を受理した後、直ちに志願者に受検票を交付する。郵送による出願の場合は、受検票送付用封筒により郵送する。

なお、志願者は検査当日、受検票を持参しなければならない。

(7) 障がいのある志願者等に対する配慮

適性検査及び面接を受検するに当たって、障がいや病気等により配慮を必要とする場合、保護者は出願時に志願先県立中学校長に特別措置願を提出しなければならない。

出願後に生じた障がいや病気等により配慮が必要になった場合は、保護者は速やかに志願先県立中学校長に連絡しなければならない。

(8) 県外からの出願

保護者とともに県内に転住することが明らかである場合や、外国において学校教育における6年の課程を修了又は修了する見込みのある場合など、特別な事情がある者は、出願に先立って、県外志願特例措置願（様式9）等を教育委員会教育創生課へ提出し、徳島県立中学校入学志願許可書の交付を受けなければならない。

県外志願特例措置願等の受付期間は、平成30年11月13日（火）から11月16日（金）までとする。受付時間は午前9時から午後5時までとし、最終日に限り正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達（海外から提出する場合は、書留速達に相当する手段）で、11月16日（金）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

※ 県外志願特例措置願等の提出に関しては、事前に教育委員会教育創生課に連絡すること。

### 3 検査の実施

(1) 実施日及び会場

平成31年1月12日（土）に、志願先県立中学校・高等学校で実施する。ただし、志願者数によっては、他の会場でも実施する場合がある。

(2) 日程

検査は、次により、県内同一問題で行い、検査全てを受検するものとする。

受 付	8 : 3 0 ~ 9 : 2 0
点呼・注意	9 : 3 0 ~ 9 : 4 5
検 査 I	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 4 5 (4 5 分間)
検 査 II	1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 0 5 (5 0 分間)
面 接	1 3 : 0 5 ~

### (3) 検査内容及び方法

#### ア 適性検査

自己の考えや意見を表現する力や、課題を発見し、追究し、解決する力など、小学校教育において身に付けた多様な力をみるために、次の検査を行う。

#### (7) 検査Ⅰ

資料等から読み取った内容や情報をもとに、自己の考えをまとめ、文章等で表現する。

#### (イ) 検査Ⅱ

生活に関連する事柄等について、課題を見だし、多様な解決方法を考え、その解決を図る。

#### イ 面接

個人面接又は集団面接のいずれかを実施する。

## 4 選抜の方法

(1) 各県立中学校長は、調査書、適性検査の成績及び面接の結果を資料として、総合的に選抜し、入学予定者を決定する。

(2) 配点については、次のとおりとする。

ア 適性検査は、検査Ⅰを100点満点、検査Ⅱを200点満点、計300点満点とする。

イ 調査書は、「各教科の学習の記録」の各教科について、第5学年及び第6学年の評定値合計を1.5倍して72点満点、「特別活動の記録」及び「行動の記録」の○印を1つ1点として28点満点、計100点満点とする。

なお、それ以外の記載についても十分精査し、資料とする。

(3) 各県立中学校長は、入学辞退者が生じた場合に備えて、一定数の者を繰上合格候補者として決定する。

## 5 選抜結果の通知

各県立中学校長は、選抜の結果を、受検者には平成31年1月19日（土）に、小学校長には平成31年1月21日（月）に、それぞれ簡易書留郵便によって通知する。

なお、電話等による問い合わせについては応じない。

## 6 入学予定者の手続

(1) 入学確約書（様式6）の提出

ア 入学確約書の受付期間は、平成31年1月21日（月）から1月23日（水）までとする。受付時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 入学確約書は、保護者が、志願先県立中学校長に直接提出しなければならない。

ウ 各県立中学校長は、入学確約書を提出した保護者に対して、入学予定者証明書（様式7）を交付する。

(2) 市町村教育委員会への届出

入学確約書を提出した保護者は、志願先県立中学校長が交付する入学予定者証明書を持参し、入学予定者が志願先県立中学校に就学する旨を、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に、速やかに届け出なければならない。

(3) その他

入学予定者が保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学を辞退しようとする場合、その保護者は速やかに入学辞退届（様式8-1）を志願先県立中学校長に提出しなければならない。

## 7 繰上合格者の決定

(1) 繰上合格者の決定

選抜結果の通知後に入学辞退者が生じた場合は、繰上合格候補者に入学の意思を確認した上で、繰上合格者を決定する。

なお、繰上合格候補者に入学の意思がない場合、その保護者は速やかに繰上合格候補辞退届（様式8-2）を志願先県立中学校長に提出しなければならない。

(2) 繰上合格者決定の時期

繰上合格者を決定する時期は、平成31年1月31日（木）までとする。

(3) 入学確約書（様式6）の提出

繰上合格決定後、速やかに提出すること。その後の手続については「6 入学予定者の手続」に準ずる。

## 8 海外帰国児童等の選抜

海外帰国児童等の選抜については、教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

## 9 適性検査及び調査書の得点の開示

受検者は、選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 受付期間

受付期間は、平成31年1月21日（月）から2月20日（水）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び2月5日（火）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 開示の内容

開示の対象となる個人情報の内容は、適性検査及び調査書の得点とする。

(3) 受付場所等

開示の請求は、受検者が、本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、志願先県立中学校で行うものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、教育委員会教育長が定める。

- (1) 出願の要項を教育委員会が定める。
- (2) 出願の要項を教育委員会が定める。
- (3) 出願の要項を教育委員会が定める。
- (4) 出願の要項を教育委員会が定める。
- (5) 出願の要項を教育委員会が定める。
- (6) 出願の要項を教育委員会が定める。
- (7) 出願の要項を教育委員会が定める。
- (8) 出願の要項を教育委員会が定める。
- (9) 出願の要項を教育委員会が定める。